いやさか自動車株式会社

ポジティブ・インパクト・ファイナンス評価書

2026 年 9 月 28 日

Procrea 青森みちのく銀行

株式会社青森みちのく銀行（以下、当行）は、いやさか自動車株式会社（以下、当社）に対してポジティブ・インパクト・ファイナンス（以下、PIF）を実施するに当たり、当社の事業活動が環境・社会・経済に及ぼすインパクト（ポジティブな影響及びネガティブな影響）を分析・評価し、「ポジティブ・インパクト・ファイナンス評価書」（以下、本評価書）を作成した。

本評価書における分析・評価は、国連環境計画金融イニシアティブ（UNEP FI）が提唱した「PIF 原則」及び「資金使途を限定しない事業会社向け金融商品のモデル・フレームワーク」に適合させるとともに、ESG 金融ハイレベル・パネル設置要綱第 2 項（4）に基づき設置されたポジティブインパクトファイナンスタスクフォースがまとめた「インパクトファイナンスの基本的考え方」に整合させたうえで、当行が開発した評価体系に基づいて実施している。

なお、当行が開発した当該評価体系については、株式会社日本格付研究所（以下、JCR）から第三者意見書の提供を受けている。

【評価対象のファイナンス概要】

企　業　名	いやさか自動車株式会社
借 入 金 額	300,000,000 円
資 金 使 途	運転資金
借 入 期 間	5 年

© Aomori Michinoku Bank, Ltd.

【目次】

1．企業概要.....4

（1）企業情報.....4

（2）事業活動.....6

（3）経営方針.....8

（4）サステナビリティ.....9

2．インパクトの特定・評価.....17

（1）インパクト分析.....17

（2）ロジックモデルによる整理.....18

（3）インパクトの特定.....19

（4）インパクトニーズの確認.....21

（5）インパクトの評価.....24

3．モニタリング.....27

（1）当社におけるモニタリング体制.....27

（2）当行によるモニタリング体制.....27

© Aomori Michinoku Bank, Ltd.

1．企業概要

（1）企業情報

【企業情報】

企　業　名	いやさか自動車株式会社
所　在　地	青森県上北郡六ヶ所村大字尾駮字家ノ前 76 番地 4
代　表　者	代表取締役　田村 七郎
設　　立	1988 年 5 月 18 日
資　本　金	2,000 万円
売　上　高	12.9 億円　（2025 年 9 月期）
従 業 員 数	67 人　（2026 年 5 月末時点）
事 業 内 容	・　自動車販売業 ・　自動車整備/車検業 ・　一般旅客運送業（貸切バス/タクシー）
事 業 拠 点	本店／尾駮店　（六ヶ所村大字尾駮字家ノ前 76-4） 弥栄営業所　（六ヶ所村大字尾駮字弥栄平 1-123） 輸送部・タクシー部　（六ヶ所村大字尾駮字弥栄平 1-111）

【沿革】

1984 年 9 月	田村 七郎氏が「タムラオートサービス」を個人創業
1988 年 5 月	「有限会社タムラオートサービス」として法人成り
1997 年 11 月	「タムラオートサービス株式会社」へ組織変更
2000 年 3 月	六ヶ所平沼より、現在地へ本社移転
2006 年 3 月	「いやさか自動車株式会社」へ商号変更

＜会社ロゴ＞

クルマのことならお任せください
いやさか自動車株式会社

（出所）当社 HP より引用

＜本店／尾駮店＞

＜弥栄営業所＞

＜輸送部・タクシー部＞

（出所）当社 HP より引用

（2）事業活動

【事業内容】

当社は、青森県上北郡六ヶ所村に本社を置き、地域に根ざした総合自動車サービス企業として、自動車販売、整備・車検、鈑金塗装、レンタカー、カーリース、保険代理店業務、ならびに一般旅客運送事業を展開している。新車・中古車の販売から、購入後の点検整備、車検、修理、鈑金塗装までを一貫して提供できる体制を整えており、地域住民や法人顧客の多様な車両ニーズに幅広く対応している。

特に整備・車検分野においては、安全性の確保を最優先に、日常点検から定期点検、分解整備、事前見積もりを伴う車検対応まで、丁寧かつ確実なサービス提供に努めている。また、鈑金塗装工場の整備により、事故や経年劣化に伴う修繕にも迅速に対応できる体制を有しており、車両の安全性・耐久性・機能維持に寄与している。

さらに、レンタカーやカーリースの提供に加え、観光タクシーや貸切バス、法人向け通勤バスの運行も行っており、地域の移動手段の確保や利便性向上に貢献している。加えて、損害保険・生命保険の取扱いを通じて、車両利用に伴うリスクや顧客の安心にも配慮した総合的なサービスを展開している。

このように当社は、単なる自動車販売・整備事業者にとどまらず、販売、整備、保険、レンタカー、輸送を一体的に提供することで、地域におけるモビリティの基盤を支える企業として機能している。今後も、地域密着型のサービス提供を通じて、安全・安心で快適な移動環境の実現に努め、地域社会の利便性向上と持続的な発展に貢献していく方針である。

【ビジネス商流図】

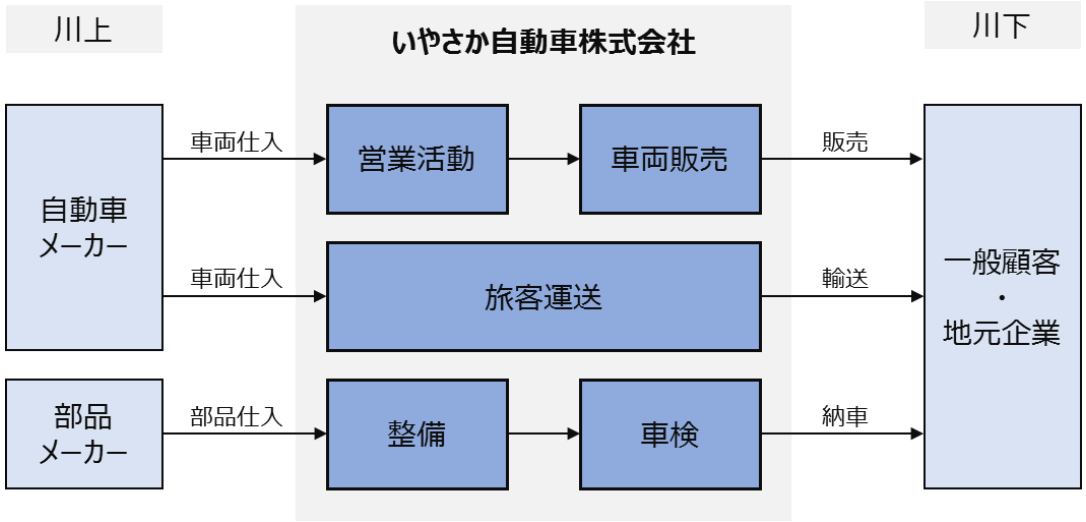

（出所）当社へのヒアリングにより当行作成

【保有車両一覧】

レンタカー（普通車）	レンタカー（軽自動車）
貨物用レンタカー	貨物用レンタカー
タクシー（7 台）	マイクロバス（10 台）
中型バス（7 台）	大型バス（27 台）

（出所）当社提供資料及び当社 HP より引用

【組織図】

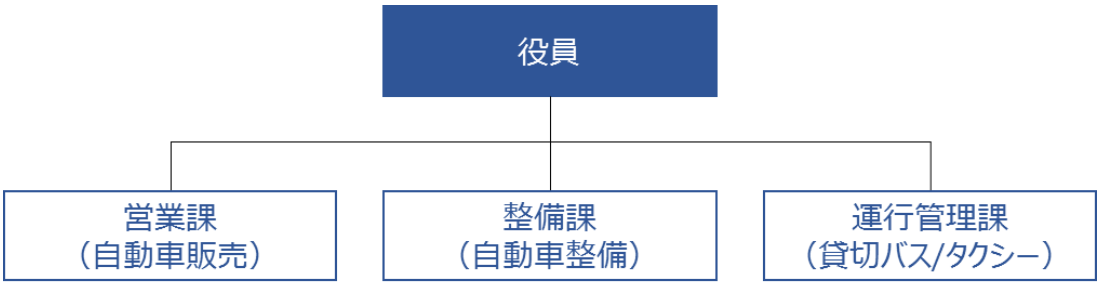

（出所）当社提供資料より当行作成

【保有許認可等】

許認可名	許認可概要
指定自動車整備事業 （指定工場）	完成検査まで含めて自社で対応できる整備事業者に対する指定制度
自動車特定整備事業 （普通・小型）	自動車の電子制御装置に係る整備を含め、特定整備を行うための認証制度
自動車分解整備事業 （普通・小型）	自動車のエンジン、ブレーキ、動力伝達装置などを取り外して行う整備を対象とする認証制度
一般貸切旅客自動車運送事業	団体等の依頼に基づき、貸切バスなどでの旅客運送に対する許認可制度
一般乗用旅客自動車運送事業	タクシー等の個別の利用者を対象とした旅客運送に対する許可制度
自家用自動車有償貸渡業	自家用自動車の有償貸渡しを行うために必要な許可制度（レンタカー事業）
古物商	中古車などの古物を仕入れて販売・交換するために必要な許認可制度

（３）経営方針

当社は、以下の通り経営理念を定めている。

経営理念
一.　安心安全を考えた作業の実施 一.　お客様第一主義 一.　誠実・責任・感謝の姿勢 一.　社員とその家族が誇れる会社創り

（出所）当社提供資料より当行作成

（4）サステナビリティ

【SDGs 宣言書】

当社のサステナビリティに関する活動についての中長期的な方向性・具体的な取り組み内容を示した SDGs 宣言書を作成し、対外公表を行っている。

いやさか自動車株式会社

SDGs 宣言書

当社は、経営理念である「『安心・安全を考えた作業の実施』『お客様第一主義』『誠実・責任・感謝の姿勢』『社員とその家族が誇れる会社創り』」を体現するため、SDGs の達成に向け、以下の取り組みを実施していくことを宣言します。

２０２４年　１０月

テーマ	具体的な取組	関連するゴール
お客さまの安心と満足のために	従業員の創造力を結集し、車両の変化に応じた質の高いサービスを提供し続けることで、より安全・安心で快適なカーライフの実現に向けてサポートしてまいります。	7 9 12 13
こころも体も健康に	定期健康診断の継続実施や有給休暇の取得推進等に取り組み、従業員が健康で活力に満ち溢れ、従業員と家族が誇れる職場づくりを実践します。	3 8 10
お客さまや地域に“喜びの輪”を	協賛金の寄付や職場体験受入、環境美化活動への参加等、地域との共存共栄を目指し、お客さまや地域から必要とされ、頼りにされる企業を目指してまいります。	11 15 17

SDGsとは

Sustainable Development Goals（持続可能な開発目標）の略称で、2015年9月に国連で採択された2030年までの国際目標。「地球上の誰一人取り残さない」をスローガンに、持続可能な社会の実現を目指しており、経済・社会・環境などの分野で17の目標と169のターゲットで構成されています。

（出所）当行 HP より引用

【サステナビリティへの取り組み】

A.環境面

■ **CO_2 排出量等の削減に向けた取り組み**

・ 当社は、事業活動に伴うエネルギー使用量や車両運行に伴う CO_2 排出量等の抑制が重要な課題であると認識しており、日常業務の中で燃料使用量や電力使用量の削減に取り組み、環境負荷の低減を図っている。

・ 旅客運送事業においては、法定速度の遵守に加え、長時間停車時のアイドリングストップを徹底し、燃料消費及び排出ガスの削減に努めている。エコドライブは、急発進・急停止や無駄なアイドリングの抑制等を通じて、燃料使用量と CO_2 排出量等の削減につながるため、継続的な実践を通じて環境負荷の低減を進めている。

・ 保有車両については、約 6 割が低排出ガス認定を保有しており、ハイブリッド車を 11 台、EV を 1 台導入している。今後も更新のタイミングを捉えながら、より環境負荷の少ない車両への切替を検討していく方針である。また、新車・中古車の販売においても、ハイブリッド車や EV などの環境適応車の販売促進を通じて、顧客の環境負荷低減に貢献するとともに、低炭素なモビリティの普及を推進していく。

・ 事業所内においては LED 化を進めており、LED 化率は約 8 割となっている。照明の省エネ化を継続することで、電力使用量削減にも取り組んでいる。自動車販売に伴う車両の輸送及び倉庫での保管においても、輸送効率の向上やエネルギー使用量の抑制により、CO_2 排出量及び大気汚染の低減を図っている。今後は全社的な取り組みを強化すべく、CO_2 排出量の算出及び削減計画の策定に着手する方針としている。

<ハイブリッド車>

<LED 照明>

（出所）当社提供資料より引用

■ **中古車販売・車両整備等による環境貢献**

・ 当社は、新車販売に加えて中古車販売も行っており、車両を有効活用することで、製造に伴う資源消費の抑制や廃棄物の発生抑制に貢献している。また、自動車販売に伴う梱包材等についても、使用量の削減や分別等により廃棄物量の削減に努めている。

・ 当社は自動車整備・車検業を一体的に提供し、日常点検、定期点検、分解整備、鈑金塗装などを通じて、車両の安全性・機能性の維持に努めている。適切な整備や修繕を継続的に行うことで、車両の長寿命化を図るとともに、故障や不具合に起因する油脂類の漏洩、排出ガスの増加、事故等による環境負荷の発生防止にも寄与している。

・ さらに、鈑金塗装工場を備えることで、事故や経年劣化に伴う損傷にも迅速に対応でき、車両を可能な限り長く安全に使用できる体制を整えている。こうした取り組みは、車両の更新頻度を抑え、資源の有効利用を促進するとともに、地域における環境負荷の低減にもつながっている。

・ 旅客運送事業においては、事業所や車庫等における油脂類・化学物質の漏洩防止、適切な保管・回収、施設周辺の清掃及び環境管理を徹底し、土壌や生物多様性への影響を抑制している。車両や設備の更新時には、使用済み車両、部品、タイヤ、バッテリー等を適切に分別し、再使用・再資源化及び環境負荷の低減を進めている。

・ また、車両整備で発生した廃油については、適切な前処理及び保管・燃焼管理を行ったうえで、専用の廃油ボイラーを活用し冬期間中の床暖房用の燃料として安全かつ適正に使用することで、燃料使用量の抑制に貢献している。さらに、廃油等を適切に処理・管理することにより、漏洩や不適切な廃棄による土壌・水質の汚染を防止し、生物多様性への悪影響の抑制にもつなげている。

＜車検・車両整備の様子＞

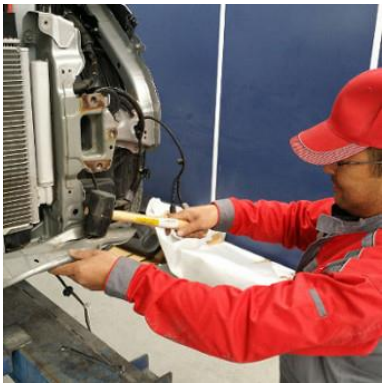

＜廃油ボイラー＞

（出所）当社提供資料より引用

B.社会面

■ **モビリティを支える事業提供**

・ 当社は、自動車販売、整備・車検、鈑金塗装、レンタカー、カーリース、旅客運送事業を一体的に提供することで、地域のモビリティを支える役割を担っている。特に、自動車販売は、地域住民や法人顧客に対して日常の移動手段を提供するものであり、地域における交通手段の確保に貢献している。

・ 当社の主な事業エリアである六ヶ所村は、生活圏が広域に分散していることに加え、日常的な移動に自家用車が利用されることが多い地域特性を有している。そのため、車両の購入・乗り換え・維持管理を支援する当社の事業は、地域住民の移動を下支えする重要な役割を果たしている。

・ また、車両販売だけでなく、整備・車検、修理、鈑金塗装といったアフターサービスを提供することで、車両を安心して長く使える環境を整えている。こうした整備サービスは、車両の安全性や機能性を維持するうえで不可欠であり、地域の交通手段を安定的に確保するための重要な関連サービスとなっている。

＜新車販売＞

＜中古車販売＞

＜バスガレージ＞

（出所）当社 HP より引用

■ **安心安全な労働環境の整備**

・ 当社は、従業員が安心して働ける職場環境の整備を重要な経営課題の一つと位置付けている。特に旅客運送事業においては、安全方針を定め、法令・社内規程の遵守を徹底し、安全確保を事業運営の根幹としている。

安全方針
1. 輸送の安全はすべてに優先する 2. 法令・規定を遵守し、安全運行を徹底する 3. 教育・指導を継続的に実施し、安全意識の向上を図る 4. 健康管理を徹底し、健康起因事故を防止する 5. 安全マネジメント体制の継続的改善を行う

（出所）当社提供資料より当行作成

・ 勤務環境面では、固定時間制及び変形労働時間制を採用し、2024 年度の 1 人当たり平均残業時間は運行管理課のみ月 5 時間程度であり、その他の課における残業時間はゼロである。また、年次有給休暇の平均取得日数は 13 日となっており、休暇を取得しやすい職場環境づくりを進めている。これにより、従業員の心身の負担軽減と仕事と生活の両立を図っている。

・ 安全管理面では、輸送の安全に関する計画の策定、実行、点検、改善を継続的に行うとともに、運行管理者、整備管理者、安全統括管理者を中心とした責任体制を整備している。また、事故や災害発生時には緊急連絡網に基づき、関係者へ迅速に報告・連絡を行う体制を確立している。加えて、内部監査や安全に関する情報共有を通じて、輸送安全の向上に取り組んでいる。

・ 教育面では、初任運転者に対して事業用自動車の安全運行に関する基本事項、日常点検、危険予測・回避、安全運転の実技指導、ドライブレコーダー映像を活用した指導等を実施している。さらに、運転者、運行管理者、整備管理者に対しても運行評価の結果を踏まえた継続的な教育・研修を行い、事故防止と安全意識の向上に努めている。

・ 健康管理については、定期健康診断の 100%実施に加え、睡眠時無呼吸症候群のチェックや体調不良時の申告徹底などを通じて、健康起因事故の未然防止を図っている。2024 年度の休業 4 日以上の労災発生件数は 0 件であり、引き続き安全衛生管理を徹底していく方針である。

■ **従業員のスキルアップ支援**

・ 当社は、事業の安全性・品質向上及びサービス水準の維持・向上を図るうえで、従業員の技能・知識の向上が不可欠であると認識しており、業務に必要な資格取得や講習受講を積極的に支援し、従業員一人ひとりの能力向上を後押ししている。

・ 資格取得に係る費用補助を行うとともに、業務上必要となる各種講習や教育の受講機会を確保している。2024 年度は資格取得支援を 12 件実施しており、従業員の自己研鑽と専門性向上を支える取り組みを継続している。また、役員・従業員ともに自動車整備や運行管理に関する資格を保有しており、現場における実務能力の向上と安全運行・適正整備の確保につなげている。

【従業員の保有資格】　＜2026 年 5 月時点実績＞

資格	人数	資格	人数
特別特定自主検査（クレーン）	2 人	特別特定自主検査（積込用機械）	4 人
特別特定自主検査（フォークリフト）	3 人	危険物取扱者	4 人
低圧電気取扱業務特別教育	6 人	小型移動式クレーン運転技能講習	6 人
玉掛け技能講習	6 人	アーク溶接特別教育	4 人
ガス溶接技能講習	4 人	有機溶剤作業主任者技能講習	5 人
特定化学物質及び四アルキル鉛等作業主任者技能講習	2 人	車両系建設機械運転技能講（整地・運搬・積込み用及び掘削用）	7 人
フォークリフト運転技能講習	2 人	高所作業車運転技能講習	1 人
テールゲートリフター特別講習	6 人	職長・安全衛生責任者教育	1 人
巻上機運転特別教育	1 人	保護具着用管理責任者教育	1 人
フルハーネス型墜落制止用器具特別教育	1 人	空気圧縮機による充填作業関連の特別教育・技能講習	7 人
乾燥設備作業主任者技能講習	1 人	大型自動車第一種免許	9 人
大型特殊自動車免許	10 人	中型自動車免許（旧 8t 限定）	11 人
準中型自動車免許（5t 限定）	3 人	普通自動車免許（3.5t 限定）	1 人
普通二輪免許（～400cc）	8 人	大型二輪免許（400cc～）	6 人
1 級小型自動車整備士	1 人	2 級ガソリン自動車整備士	12 人
2 級ディーゼル自動車整備士	9 人	3 級ガソリン自動車整備士	2 人
3 級二輪自動車整備士	2 人	自動車検査員	8 人
特定整備主任者講習修了	7 人	運行管理者（旅客）	2 人
運行管理者（貨物）	1 人		

（出所）当社資料より当行作成

■ **働きやすい労働環境の整備**

・ 当社は、従業員が安心して長く働ける職場環境の整備を重要な経営課題と位置付け、その実現に向けた各種取り組みを行っている。

・ 賃金水準については、地域の労働市場における水準や自動車整備・運輸関連業界の賃金水準を踏まえながら、従業員の能力や貢献に応じた適切な支給を行っており、直近期の平均給与額は地域の平均水準以上となっている。加えて、運転手の運行評価点や整備業務における目標達成状況に応じた手当を支給することで、日々の業務遂行への意欲向上と技能向上を後押ししている。

・ 福利厚生面においても、各種手当や慶弔見舞金、育児休業制度等を整備し、従業員の生活基盤の安定と働きやすい職場環境の確保に努めている。今後も、業務内容や責任の大きさに見合った賃金体系の整備や、福利厚生制度の維持・見直しを通じて、雇用の安定と人材確保につなげていく方針である。

・ 育児休業については、従業員が子育てと仕事を無理なく両立できるよう、男女ともに取得可能な体制を整備している。直近の取得実績はないものの、制度の周知・運用の徹底を図り、ライフステージに応じて安心して働き続けられる環境づくりを推進していく。

・ 多様な人材の活躍推進にも取り組んでおり、女性従業員は事務所勤務を中心に 13 名在籍している。今後は女性従業員がより活躍しやすい職場環境の整備を進めるとともに、管理職登用や職域拡大も視野に入れながら、女性活躍の推進を図る方針である。また、障がい者雇用は法定雇用率を上回っており、個人の特性に応じた就業機会の確保を通じて、雇用の拡大と多様な人材の活躍を促進していく方針である。

＜社宅＞

＜勤務の様子＞

（出所）当社提供資料

C.経済面

■ **取引先企業の事業活動を支えるサービス提供**

・ 当社は、自動車販売、整備・車検、鈑金塗装、レンタカー、カーリース、保険代理店業務、貸切バス・タクシー等の一般旅客運送事業を一体的に提供している。これにより、地域の中小零細企業は、車両の購入から点検整備、車検、修理、代車手配、保険対応、送迎・輸送までをワンストップで利用できるようになり、事業活動に必要な移動手段や車両管理の負担軽減と利便性向上というメリットを享受している。

・ 特に、地域の中小零細企業にとっては、事業用車両の安定的な稼働が営業活動や従業員の通勤、取引先への訪問、資材・部材の搬送等に直結する。当社は、迅速な整備対応や代車提供、運行サービスの提供を通じて、顧客企業の事業継続性や業務効率の向上を下支えしている。また、車両の安全性・耐久性の維持に資する整備サービスは、突発的な故障や事故による稼働停止リスクの低減にもつながっており、結果として取引先企業の安定経営に寄与している。

・ また、当社は自動車販売における継続的な販売実績を有しており、その実績が評価され、取引先ディーラーから高い信頼を獲得している。安定した販売力と地域における顧客基盤から、ディーラーにおける販売店評価で上位から 2 番目のランクに位置付けられており、今後は最上位ランクを目指す方針としている。

・ 当社が地域密着型で事業を展開することで、地域内での取引やサービス利用が促進され、地元の中小零細企業に対する経済循環の形成にも貢献している。今後も当社は、地域の事業者にとって利用しやすく、安心して依頼ができる総合自動車サービスの提供を継続することで、取引先中小零細企業の持続的な事業活動を支えていく。

＜運行の様子＞

（出所）当社提供資料より引用

2．インパクトの特定・評価

（1）インパクト分析

UNEP FI が公表しているインパクトレーダーにより特定された当社のポジティブインパクト（PI）及びネガティブインパクト（NI）は以下の通り。

国際標準産業分類			4510 自動車販売業		4520 自動車整備・修理業		4922 その他の旅客運送業	
大分類	インパクトエリア	インパクトトピック	PI	NI	PI	NI	PI	NI
社会	人格と人の安全保障	紛争						
		現代奴隷						
		児童労働						
		データプライバシー						
		自然災害						●●
	健康および安全性	–		●		●		●●
	資源とサービスの入手可能性、アクセス可能性、手ごろさ、品質	水						
		食料						
		エネルギー						
		住居						
		健康と衛生						
		教育						
		移動手段	●●		●●		●●	
		情報						
		コネクティビティ						
		文化と伝統						
		ファイナンス						
	生計	雇用	●		●		●	
		賃金	●	●	●	●	●	
		社会的保護		●		●		●
	平等と正義	ジェンダー平等						
		民族・人種平等						
		年齢差別						
		その他の社会的弱者						
経済	強固な制度・平和・安定	法の支配						
		市民的自由						
	健全な経済	セクターの多様性						
		零細・中小企業の繁栄	●		●		●	
	インフラ	–						
	経済収束	–						
自然環境	気候の安定性	–		●				●●
	生物多様性と生態系	水域						
		大気		●				●●
		土壌						●●
		生物種						●●
		生息地						●●
	サーキュラリティ	資源強度		●	●			●●
		廃棄物		●	●	●		●

●：関連のあるカテゴリ、●●：関連の強いカテゴリ

（2）ロジックモデルによる整理

当社のバリューチェーンに基づきロジックモデルを作成し、以下のように当社のインパクトを整理した。ロジックモデルにおいては、６つの資本（財務資本、知的資本、人的資本、製造資本、社会関係資本、自然資本）の観点から、どのような「インプット」を用いて「事業活動」を行い、その結果としてどのような「アウトプット」が生じるか、そしてそのアウトプットがどのような「アウトカム」を引き起こすかの整理を行った。

	財務資本	製造資本	知的資本	人的資本	社会関係資本	自然資本
インプット	・キャッシュフロー ・安定的な資金繰り状況	・整備用機械類 ・運送用車両	・車両販売や整備、旅客運送事業に関するノウハウ ・地区内の知名度	・従業員のスキル経験 ・事業拡大に積極的に取り組む姿勢	・地域社会との関係性 ・取引先や協力企業との関係性	・地域の自然資源 ・エネルギー利用
事業活動	バリューチェーン：営業活動 → 見積・受注 → 整備・車検 運行管理 → 販売・納車 輸送 経営管理・人事管理・設備管理					
アウトプット	・売上高 ・利益 ・キャッシュフロー	・車両の老朽化 ・機器類の故障	・ノウハウの更なる蓄積 ・知名度の上昇	・賃金の供給 ・知識やスキルの向上	・地域や取引先、協力企業との関係性の深化 ・新たな顧客との関係性構築	・事業活動による環境負荷 ・廃棄物の発生 ・CO_2排出
アウトカム	**・資金力増強による新たな受注** **・安定的な財務基盤の実現**	**・新たな設備の導入、設備更新** **・設備の廃棄**	**・ノウハウや技術力による高品質な商品・サービスの提供** **・社会課題解決への貢献**	**・雇用や生計の維持** **・従業員の働き甲斐の創出**	**・地域のモビリティを支えるサービス提供** **・雇用を通じた地域の発展**	**・環境負荷への対応コスト増加** **・CO_2排出による環境破壊の進行**

（3）インパクトの特定

以上の分析を踏まえて、事業や取り組みによるインパクトを以下のように特定した。

取組内容	特定するインパクト
■ CO_2排出量等の削減に向けた取り組み	NI：気候の安定性、大気、資源強度
■ 中古車販売・車両整備等による環境貢献	PI：資源強度、廃棄物 NI：土壌、生物種、生息地、資源強度、廃棄物
■ モビリティを支える事業提供	PI：移動手段
■ 安心安全な労働環境の整備	NI：健康および安全性
■ 従業員のスキルアップ支援	PI：教育 NI：社会的保護
■ 働きやすい労働環境の整備	PI：雇用、賃金 NI：社会的保護、ジェンダー平等、その他の社会的弱者
■ 取引先企業の事業活動を支えるサービス提供	PI：移動手段、零細･中小企業の繁栄

インパクトレーダーにより特定されたものの、インパクトとして特定しないものは以下の通り。

大分類	削除するインパクト	PI/NI	削除理由
社会	自然災害	NI	• 都市計画法に則った土地利用を行っており、自然災害を誘引するような事業運営は行っていないため。
	賃金	NI	• 地域平均以上かつ安定的な賃金支給を行っているため。

最終的に特定された当社のインパクトは以下の通り。

当社全体			修正前		⇒	修正後	
大分類	インパクトエリア	インパクトトピック	PI	NI		PI	NI
社会	人格と人の安全保障	紛争					
		現代奴隷					
		児童労働					
		データプライバシー					
		自然災害		●●			
	健康および安全性	–		●●			●●
	資源とサービスの入手可能性、アクセス可能性、手ごろさ、品質	水					
		食料					
		エネルギー					
		住居					
		健康と衛生					
		教育				●	
		移動手段	●●			●●	
		情報					
		コネクティビティ					
		文化と伝統					
		ファイナンス					
	生計	雇用	●			●	
		賃金	●	●		●	
		社会的保護		●			●
	平等と正義	ジェンダー平等					●
		民族・人種平等					
		年齢差別					
		その他の社会的弱者					●
経済	強固な制度・平和・安定	法の支配					
		市民的自由					
	健全な経済	セクターの多様性					
		零細・中小企業の繁栄	●			●	
	インフラ	–					
	経済収束	–					
環境	気候の安定性	–		●●			●●
	生物多様性と生態系	水域					
		大気		●●			●●
		土壌		●●			●●
		生物種		●●			●●
		生息地		●●			●●
	サーキュラリティ	資源強度	●	●●		●	●●
		廃棄物	●	●		●	●

（4）インパクトニーズの確認

A.日本におけるインパクトニーズ

「SDGs インデックス＆ダッシュボード」を参照し、国内のインパクトニーズと当社のインパクトを確認する。

「SDGs インデックス＆ダッシュボード 2026」は、SDGs の 17 の目標別に日本の達成度を表している。「緑は目標達成」、「黄は課題が残る」、「橙は重大な課題が残る」、「赤は深刻な課題が残る」としている。

当社のインパクトに対する「8,11,12,13」の SDGs 目標に対して、日本のインパクトニーズでは、「8」においては「課題は依然として残っている」、「11,12」においては「重大な課題が依然として残っている」、「13」においては「大きな課題が残っている」となっており、国内のインパクトニーズと当社のインパクトが一定の関係性があることを確認した。

（出所）SDGs インデックス＆ダッシュボードより引用

B.青森県におけるインパクトニーズ

当社の主な事業エリアである青森県では、「青森県基本計画『青森新時代』への架け橋」（2024－2028）を策定している。当計画の推進にあたっては、SDGs 17 のゴールとの関連性を念頭に各事業を企画・立案し、SDGs の理念を踏まえながら各種施策を展開し、SDGs の取組主体となる市町村や企業、関係団体等への情報発信や、取り組みを「見える化」する制度の運用等により、県民の SDGs に対する認知度向上と主体的な取り組みを促していくものと記載されている（第 6 章「計画の推進」）。

今回特定した当社のインパクトに関連する SDGs のゴールは、「青森県基本計画『青森新時代』への架け橋」とも概ね整合しており、当社の取り組みは青森県においても重要度が高いものと判断できる。

3 SDGsの理念を踏まえた各種施策の展開

グローバル化が進展する中で、経済・社会・環境をめぐる広範な課題を統合的に解決することを目指すSDGs（持続可能な開発目標）への取組が、国際社会全体で進められています。SDGsの17のゴール（目標）の達成に向けては、一人ひとりが自分事として考え、行動することが重要であるとともに、これら17のゴール（8つの優先課題[49]を含む）はこの計画における各政策・施策とも関わりが深いものとなっていることから、計画の推進に当たっては、SDGsの17のゴールとの関連性を念頭に各事業を企画・立案し、SDGsの理念を踏まえながら各種施策を展開します。

また、SDGsの取組主体となる市町村や企業、関係団体等への情報発信や、「青森県SDGs取組宣言登録制度」の運用等により、県民のSDGsに対する認知度向上と主体的な取組を促していきます。

参考：青森県基本計画の政策体系とSDGsの8つの優先課題との関連

SDGsの8つの優先課題	1 あらゆる人々が活躍する社会・ジェンダー平等の実現	2 健康・長寿の達成	3 成長市場の創出、地域活性化、科学技術イノベーション	4 持続可能で強靭な国土と質の高いインフラの整備	5 省・再生可能エネルギー、防災・気候変動対策、循環型社会	6 生物多様性、森林、海洋等の環境の保全	7 平和と安全・安心社会の実現	8 SDGs実施推進の体制と手段
所得向上と経済成長	●		●					
健康を支える医療環境の向上と共生社会の実現	●	●					●	
こどもの健やかな成長	●	●	●				●	
自然環境との調和とその活用	●		●		●	●		●
国内外とつながる交流・物流の拡大	●		●	●				
持続可能な地域社会の形成	●		●				●	
安全で利便性の高いインフラの整備	●		●	●	●		●	
計画の推進	●							●

※●は特に関連性の強い項目

49 8つの優先課題：国は、「SDGs実施指針」において、SDGsの17のゴールと169のターゲットのうち、日本として特に注力すべきものとして8つの優先課題を決定しています。

（出所）青森県基本計画より引用

C.当行が認識する社会課題との整合性

当行親会社であるプロクレアホールディングスでは、2022 年４月に「サステナビリティ方針」を策定し、持続可能な地域社会の実現に貢献することを目指している。2024 年２月にはプロクレアグループが地域課題の解決を目的として、事業活動において優先的に取り組むべきマテリアリティ（重要課題）を特定し、各マテリアリティに関連してプロクレアグループの事業活動が地域に対しどのようなインパクトを与えるのかを整理するとともに、プロクレアグループの主要な取り組みについて KPI を設定している。

特定した当社のインパクトと当行のサステナビリティ方針は方向性が一致しており、全体的に整合的であると言える。

プロクレアホールディングス　サステナビリティ方針

彩り豊かな未来を、次の世代に

私たちは、愛する“ふるさと”を美しいまま
次の世代に受け継いでいくため、
彩り豊かな未来の創造に向けて挑戦してまいります。
地域におけるあらゆる課題や無限の可能性と向き合い、
環境、社会、ガバナンスの観点から持続可能な事業活動を通して
皆さまとともに歩み続けます。

地域課題を踏まえたマテリアリティ

（※）<サステナブルファイナンスの定義>
環境課題や社会課題を解決し、持続可能な社会を実現するための投融資

テーマ	マテリアリティ	概　要	主な取り組み項目	実績（2025年度までの累計）／KPI（2030年度末まで）	地域へのアウトカム
地域経済	地域経済活性化の支援	●人口減少や少子高齢化等の社会課題に直面する地域・取引先を多面的に支援し、地域経済の活性化を牽引する。	●社会課題解決に取り組む企業の伴走支援 ●金融教育の提供	サステナブルファイナンス※実行額 2,017億円／6,000億円 創業・新事業展開支援件数 1,857件／6,000件 事業承継・M&A支援件数 1,957件／4,000件 人材紹介支援件数 103件／500件	●事業先数の増加 ●後継者不在を理由にした廃業先の減少 ●県内就業者の増加 ●金融リテラシー向上と安定的な資産形成の実現
	地域資源の付加価値向上	●歴史・文化や人材をはじめとする有形・無形の地域資源の付加価値向上や、新たな地域資源の発掘に取り組む。 ●地域の行政やコミュニティ・若者等と、地域資源活用に向け協働する。	●地域の持続可能性向上に向けた地公体との連携 ●地域資源を有効活用する新規事業発掘 ●地域のDX推進の支援	新規事業シーズ発掘件数 9件／100件	●地域資源を有効活用した新規事業の増加 ●高いスキルを持つ人材の県内での活躍 ●ふるさとの魅力向上
自然環境	気候変動・脱炭素への対応	●当社グループのGHG排出量削減に取り組む。 ●地域・取引先の気候変動対策への取り組みを推進する。	●サステナブルファイナンス（うち環境分野）の推進 ●TCFD:Scope1～3のGHG排出量の算定と削減策推進 ●取引先との気候変動対応に向けた対話促進	サステナブルファイナンス実行額（うち環境分野） 787億円／2,000億円 Scope1、2削減 2030年度までに2013年度比 ▲48.1%／▲55%	●青森県のGHG排出量削減目標（2013年度→2030年度で51.1%削減）、2050年カーボン・ニュートラルの達成 ●気候変動対応や脱炭素に取り組む取引先の増加、地域のレジリエンス強化
	自然環境保全への貢献	●自然環境・生物多様性の保全に取り組む。 ●自然環境と支え合う関係にある農林水産業の持続的な発展を支援する。	●サステナブルファイナンス（うち農林水産分野）の推進 ●農林水産業スマート化支援 ●森林保全や海岸美化活動への取り組み	サステナブルファイナンス実行額（うち農林水産分野） 187億円／1,000億円	●農林水産業の生産性向上 ●森林保全、海岸美化の進展
人的資本	自律人材の育成・活躍促進	●職員の成長マインドの醸成と成長機会の提供により、一人ひとりの自律的な専門性向上・能力発揮を促す。	●職員の自律的キャリア形成の支援 ●経営戦略に沿ったスキルの習得支援 ●リスキリング促進や外部スキルの取り込みによる人材活用領域の拡大 ●地域課題解決に向けた人材活躍の支援	サステナビリティ関連資格取得者数 326人／500人	●高いスキルや専門性を活用した、地域課題の解決に向けた取り組みの進展 ●職員のエンゲージメント向上、定着率向上
	ダイバーシティ&インクルージョンの推進	●職員の働きやすい環境、柔軟な働き方の整備、及び活躍機会の提供により、多様な人材の活躍を推進する。 ●多様性を活かす取り組みについて情報発信を行い、地域におけるD&Iをリードしていく。	●働きやすい環境の整備 ●柔軟な働き方の推進（フレックスタイム・テレワーク等） ●シニア・障がい者雇用 ●D&Iの取り組みに係る対外情報発信	管理職以上に占める女性の割合 24.0%／2030年3月末において30%以上	●地域におけるD&Iの浸透 ●シニア・障がい者の雇用促進

（出所）株式会社プロクレアホールディングス「統合報告書 2026」より引用

（5）インパクトの評価

特定したインパクトの発現状況をファイナンス後に測定可能なものとするため、それぞれに対し、目標と KPI を設定する。

■ CO_2 排出量等の削減に向けた取り組み

インパクトの種類	環境面において NI を低減
インパクトカテゴリ	NI：気候の安定性、資源強度
関連する SDGs	
目標と KPI	① CO_2 排出量の算定 KPI：2027 年度までに実施（2024 年度実績：未着手） ② CO_2 排出量削減計画の策定 KPI：2028 年度までに実施（2024 年度実績：未着手） ③ ①②達成後、CO_2 排出量削減計画に基づいた取り組み実施 KPI：毎年度の実施（2024 年度実績：未着手） ④ 自社保有車両のハイブリッド車及び EV への更新台数 KPI：毎年度 3 台以上更新（2024 年度実績：1 台更新）

■ 安心安全な労働環境の整備

インパクトの種類	社会面において NI を低減
インパクトカテゴリ	NI：健康および安全性
関連する SDGs	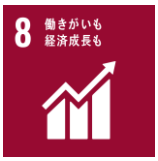
目標と KPI	① 年間休日日数の増加 KPI：毎年度 120 日以上（2024 年度実績：110 日） ② 運行管理課における平均残業時間の削減 KPI：2030 年度までに残業時間ゼロを達成 （2024 年度実績：5 時間） ③ 休業 4 日以上の労働災害の発生防止 KPI：毎年度 0 件（2024 年度実績：0 件） ④ 運行評価点数の 100 点取得者割合を増加 KPI：100 点取得者割合の 100%達成 （2024 年度実績：16%）

■ 取引先企業の事業活動を支えるサービス提供

インパクトの種類	社会面において PI を増大
インパクトカテゴリ	PI：移動手段
関連する SDGs	
目標と KPI	① ダイハツ車販売店ランクの維持・向上 KPI：2029 年度までに SP 店ランク達成 （2024 年度実績：GP 店ランク）

【特定したネガティブインパクトに対して KPI を設定しない理由】

大分類	インパクト	KPIを設定しない理由
社会	社会的保護	• 法定水準以上の福利厚生を整備している他、業務上必要な資格や講習についての費用は、会社が全額負担を行っているため。
	ジェンダー平等	• 女性従業員は13名在籍しており、男性・女性の区別なく活躍でき、働きやすい職場環境を整備しているため。
	その他の社会的弱者	• 障がい者の雇用人数は法定水準以上であり、対応するための勤務環境の整備など、多様な人材が活躍できるような環境整備を十分に行っているため。
環境	大気	• 環境関連の法令等遵守や環境への影響を踏まえた事業実施により、自然環境や生物多様性への悪影響を十分に抑制しているため。
	土壌	
	生物種	
	生息地	
	廃棄物	• 自動車販売にかかる梱包材等の使用削減や、車両整備で発生した廃油の床暖房用燃料としての再利用など、廃棄物の発生抑制に向けた取り組みを実施しているため。

3．モニタリング

（1）当社におけるモニタリング体制

当社では、本ファイナンスに取り組むにあたり、代表取締役会長 田村 七郎 氏が中心となり、インパクトの特定及び目標と KPI の策定を実施した。

本ファイナンス実行後においては、以下の通り担当者を定め、各 KPI の達成状況について定期的に管理・確認を行っていく方針である。

（KPI 管理責任者）	代表取締役会長　田村 七郎 氏
（モニタリング担当者）	代表取締役社長　田村 友和 氏

なお、各 KPI の達成状況については、決算期末より 4 ヶ月以内に当行に対して報告する予定である。

（2）当行によるモニタリング体制

PIF の契約期間中においては、本ファイナンスで策定した KPI の達成状況について、年 1 回以上、当社と当行が協議する場を設け、その進捗状況を確認する。KPI の進捗状況に応じて、当行は KPI の達成に向けたサポートを適宜実施する予定である。事業環境の変化等により当初設定した KPI が実情にそぐわなくなった場合は、当社と協議の上、再設定を検討する。

【本評価書に関する重要な説明】

1. 本評価書は、当行が現時点で入手可能な公開情報、当社から提供された情報や当社へのインタビューなどで収集した情報に基づいて、現時点での状況を評価したものであり、将来における実現可能性やポジティブな成果等を保証するものではありません。また、当行は本評価書を利用したことにより発生するいかなる費用または損害について一切責任を負いません。
2. 当行が本評価に際して用いた情報は、当行がその裁量により信頼できると判断したものではあるものの、これらの情報の正確性について独自に検証しているわけではありません。これらの情報の正確性、適時性、網羅性、完全性、及び特定目的への適合性その他一切の事項について、明示・黙示を問わず、何ら表明または保証をするものではありません。
3. 本評価書に関する一切の権利は当行に帰属します。評価書の全部または一部を自己使用の目的を超えての使用（複製、改変、送信、頒布、譲渡、貸与、翻訳及び翻案等を含みます）、または使用する目的で保管することは禁止されています。

（本件に関するお問い合わせ先）
〒030-8668
青森県青森市橋本一丁目 9 番 30 号
株式会社青森みちのく銀行
法人コンサルティング部
アソシエイト　冨樫　龍也
TEL：017-777-1120

© Aomori Michinoku Bank, Ltd.

第三者意見書

2026 年 9 月 28 日
株式会社　日本格付研究所

評価対象： いやさか自動車株式会社に対するポジティブ・インパクト・ファイナンス
貸付人：株式会社青森みちのく銀行
評価者：株式会社青森みちのく銀行
第三者意見提供者：株式会社日本格付研究所（JCR）

結論：
本ファイナンスは、国連環境計画金融イニシアティブの策定した「ポジティブ・インパクト金融原則」及び「資金使途を限定しない事業会社向け金融商品のモデル・フレームワーク」に適合している。
また、環境省の ESG 金融ハイレベル・パネル設置要綱第 2 項（4）に基づき設置されたポジティブインパクトファイナンスタスクフォースがまとめた「インパクトファイナンスの基本的考え方」と整合的である。

I. JCR の確認事項と留意点

JCR は、株式会社青森みちのく銀行（「青森みちのく銀行」）がいやさか自動車株式会社（「いやさか自動車」）に対して実施する中小企業向けのポジティブ・インパクト・ファイナンス（PIF）について、青森みちのく銀行による分析・評価を参照し、国連環境計画金融イニシアティブ（UNEP FI）の策定した「ポジティブ・インパクト金融原則」及び「資金使途を限定しない事業会社向け金融商品のモデル・フレームワーク」（モデル・フレームワーク）に適合していること、環境省の ESG 金融ハイレベル・パネル設置要綱第 2 項（4）に基づき設置されたポジティブインパクトファイナンスタスクフォースがまとめた「インパクトファイナンスの基本的考え方」と整合的であることを確認した。

PIF とは、持続可能な開発目標（SDGs）の目標達成に向けた企業活動を、金融機関等が審査・評価することを通じて促進し、以て持続可能な社会の実現に貢献することを狙いとして、当該企業活動が与えるポジティブなインパクトを特定・評価の上、融資等を実行し、モニタリングする運営のことをいう。

ポジティブ・インパクト金融原則は、4 つの原則からなる。すなわち、第 1 原則は、SDGs に資する三つの柱（環境・社会・経済）に対してポジティブな成果を確認できること、なおかつネガティブな影響を特定し対処していること、第 2 原則は、PIF 実施に際し、十分なプロセス、手法、評価ツールを含む評価フレームワークを作成すること、第 3 原則は、ポジティブ・インパクトを測るプロジェクト等の詳細、評価・モニタリングプロセス、ポジティブ・インパクトについての透明性を確保すること、第 4 原則は、PIF 商品が内部組織または第三者によって評価されていることである。

UNEP FI は、ポジティブ・インパクト・ファイナンス・イニシアティブ（PIF イニシアティブ）を組成し、PIF 推進のためのモデル・フレームワーク、インパクト・レーダー、インパクト分析ツールを開発した。青森みちのく銀行は、中小企業向けの PIF の実施体制整備に際し、これらのツールを参照した分析・評価方法とツールを開発している。ただし、PIF イニシアティブが作成したインパクト分析ツールのいくつかのステップは、国内外で大きなマーケットシェアを有し、インパクトが相対的に大きい大企業を想定した分析・評価項目として設定されている。JCR は、PIF イニシアティブ事務局と協議しながら、中小企業の包括分析・評価においては省略すべき事項を特定し、青森みちのく銀行にそれを提示している。なお、青森みちのく銀行は、本ファイナンス実施に際し、中小企業の定義を、ポジティブ・インパクト金融原則等で参照している IFC（国際金融公社）の定義に加え、中小企業基本法の定義する中小企業、会社法の定義する大会社以外の企業としている。

JCR は、中小企業のインパクト評価に際しては、以下の特性を考慮したうえでポジティブ・インパクト金融原則及びモデル・フレームワークとの適合性を確認した。

① SDGs の三要素のうちの経済、ポジティブ・インパクト金融原則で参照するインパクトエリア/トピックにおける社会経済に関連するインパクトの観点からポジティブな

成果が期待できる事業主体である。ソーシャルボンドのプロジェクト分類では、雇用創出や雇用の維持を目的とした中小企業向けファイナンスそのものが社会的便益を有すると定義されている。

② 日本における企業数では全体の約 99.7%を占めるにもかかわらず、付加価値額では約 56.0%にとどまることからもわかるとおり、個別の中小企業のインパクトの発現の仕方や影響度は、その事業規模に従い、大企業ほど大きくはない。[1]

③ サステナビリティ実施体制や開示の度合いも、上場企業ほどの開示義務を有していないことなどから、大企業に比して未整備である。

II. ポジティブ・インパクト金融原則及びモデル・フレームワークへの適合に係る意見

ポジティブ・インパクト金融原則 1　定義

SDGs に資する三つの柱（環境・社会・経済）に対してポジティブな成果を確認できること、なおかつネガティブな影響を特定し対処していること。

SDGs に係る包括的な審査によって、PIF は SDGs に対するファイナンスが抱えている諸問題に直接対応している。

青森みちのく銀行は、本ファイナンスを通じ、いやさか自動車の持ちうるインパクトを、UNEP FI の定めるインパクトエリア/トピック及び SDGs の 169 ターゲットについて包括的な分析を行った。

この結果、いやさか自動車がポジティブな成果を発現するインパクトエリア/トピックを有し、ネガティブな影響を特定しその低減に努めていることを確認している。

SDGs に対する貢献内容も明らかとなっている。

ポジティブ・インパクト金融原則 2　フレームワーク

PIF を実行するため、事業主体（銀行・投資家等）には、投融資先の事業活動・プロジェクト・プログラム・事業主体のポジティブ・インパクトを特定しモニターするための、十分なプロセス・方法・ツールが必要である。

JCR は、青森みちのく銀行が PIF を実施するために適切な実施体制とプロセス、評価方法及び評価ツールを確立したことを確認した。

[1] 令和 3 年経済センサス-活動調査。中小企業の区分は、中小企業基本法及び中小企業関連法令において中小企業または小規模企業として扱われる企業の定義を参考に算出。業種によって異なり、製造業の場合は資本金 3 億円以下または従業員 300 人以下、サービス業の場合は資本金 5,000 万円以下または従業員 100 人以下などとなっている。小規模事業者は製造業の場合、従業員 20 人以下の企業をさす。

(1) 青森みちのく銀行は、本ファイナンス実施に際し、以下の実施体制を確立した。

PIF評価体制図

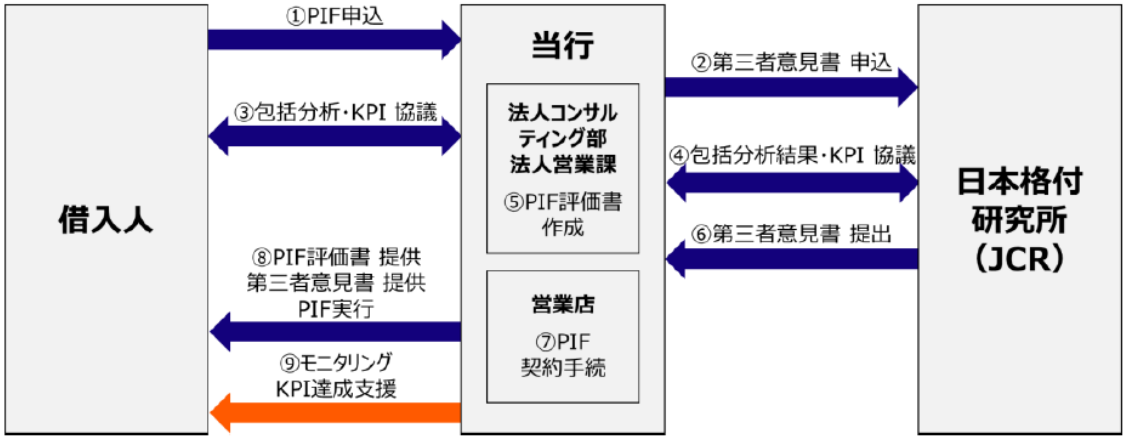

(出所：青森みちのく銀行提供資料)

(2) 実施プロセスについて、青森みちのく銀行では社内規程を整備している。

(3) インパクト分析・評価の方法とツール開発について、青森みちのく銀行内部の専門部署が分析方法及び分析ツールを、UNEP FI が定めた PIF モデル・フレームワーク、インパクト分析ツールを参考に確立している。

ポジティブ・インパクト金融原則 3　透明性
PIF を提供する事業主体は、以下について透明性の確保と情報開示をすべきである。
・本 PIF を通じて借入人が意図するポジティブ・インパクト
・インパクトの適格性の決定、モニター、検証するためのプロセス
・借入人による資金調達後のインパクトレポーティング

ポジティブ・インパクト金融原則 3 で求められる情報は、全て青森みちのく銀行が作成した評価書を通して青森みちのく銀行及び一般に開示される予定であることを確認した。

ポジティブ・インパクト金融原則 4　評価
事業主体（銀行・投資家等）の提供する PIF は、実現するインパクトに基づいて内部の専門性を有した機関または外部の評価機関によって評価されていること。

本ファイナンスでは、青森みちのく銀行が、JCR の協力を得て、インパクトの包括分析、特定、評価を行った。JCR は、本ファイナンスにおけるポジティブ・ネガティブ両側面のインパクトが適切に特定され、評価されていることを第三者として確認した。

III. 「インパクトファイナンスの基本的考え方」との整合に係る意見

インパクトファイナンスの基本的考え方は、インパクトファイナンスを ESG 金融の発展形として環境・社会・経済へのインパクトを追求するものと位置づけ、大規模な民間資金を巻き込みインパクトファイナンスを主流化することを目的としている。当該目的のため、国内外で発展している様々な投融資におけるインパクトファイナンスの考え方を参照しながら、基本的な考え方をとりまとめているものであり、インパクトファイナンスに係る原則・ガイドライン・規制等ではないため、JCR は本基本的考え方に対する適合性の確認は行わない。ただし、国内でインパクトファイナンスを主流化するための環境省及び ESG 金融ハイレベル・パネルの重要なメッセージとして、本ファイナンス実施に際しては本基本的考え方に整合的であるか否かを確認することとした。

本基本的考え方におけるインパクトファイナンスは、以下の 4 要素を満たすものとして定義されている。本ファイナンスは、以下の 4 要素と基本的には整合している。ただし、要素③について、モニタリング結果は基本的には借入人であるいやさか自動車から貸付人・評価者である青森みちのく銀行に対して開示がなされることとし、可能な範囲で対外公表も検討していくこととしている。

要素① 投融資時に、環境、社会、経済のいずれの側面においても重大なネガティブインパクトを適切に緩和・管理することを前提に、少なくとも一つの側面においてポジティブなインパクトを生み出す意図を持つもの

要素② インパクトの評価及びモニタリングを行うもの

要素③ インパクトの評価結果及びモニタリング結果の情報開示を行うもの

要素④ 中長期的な視点に基づき、個々の金融機関/投資家にとって適切なリスク・リターンを確保しようとするもの

また、本ファイナンスの評価・モニタリングのプロセスは、本基本的考え方で示された評価・モニタリングフローと同等のものを想定しており、特に、企業の多様なインパクトを包括的に把握するものと整合的である。

IV. 結論

以上の確認より、本ファイナンスは、国連環境計画金融イニシアティブの策定したポジティブ・インパクト金融原則及びモデル・フレームワークに適合している。

また、環境省の ESG 金融ハイレベル・パネル設置要綱第 2 項（4）に基づき設置されたポジティブインパクトファイナンスタスクフォースがまとめた「インパクトファイナンスの基本的考え方」と整合的である。

（第三者意見責任者）
株式会社日本格付研究所
サステナブル・ファイナンス評価部長

菊池　理恵子

担当主任アナリスト

窪田　幹也

担当アナリスト

川越　広志

本第三者意見に関する重要な説明

1. JCR 第三者意見の前提・意義・限界

日本格付研究所（JCR）が提供する第三者意見は、事業主体及び調達主体の、国連環境計画金融イニシアティブの策定した「ポジティブ・インパクト金融原則」及び「資金使途を限定しない事業会社向け金融商品のモデル・フレームワーク」への適合性及び環境省 ESG 金融ハイレベル・パネル内に設置されたポジティブインパクトファイナンスタスクフォースがまとめた「インパクトファイナンスの基本的考え方」への整合性に関する、JCR の現時点での総合的な意見の表明であり、当該ポジティブ・インパクト金融がもたらすポジティブなインパクトの程度を完全に表示しているものではありません。

本第三者意見は、依頼者である調達主体及び事業主体から供与された情報及び JCR が独自に収集した情報に基づく現時点での計画又は状況に対する意見の表明であり、将来におけるポジティブな成果を保証するものではありません。また、本第三者意見は、ポジティブ・インパクト・ファイナンスによるポジティブな効果を定量的に証明するものではなく、その効果について責任を負うものではありません。調達される資金が同社の設定するインパクト指標の達成度について、JCR は調達主体または調達主体の依頼する第三者によって定量的・定性的に測定されていることを確認しますが、原則としてこれを直接測定することはありません。

2. 本第三者意見を作成するうえで参照した国際的なイニシアティブ、原則等

本意見作成にあたり、JCR は、以下の原則等を参照しています。

国連環境計画金融イニシアティブ
「ポジティブ・インパクト金融原則」
「資金使途を限定しない事業会社向け金融商品のモデル・フレームワーク」
環境省　ESG 金融ハイレベル・パネル内ポジティブインパクトファイナンスタスクフォース
「インパクトファイナンスの基本的考え方」

3. 信用格付業にかかる行為との関係

本第三者意見を提供する行為は、JCR が関連業務として行うものであり、信用格付業にかかる行為とは異なります。

4. 信用格付との関係

本件評価は信用格付とは異なり、また、あらかじめ定められた信用格付を提供し、または閲覧に供することを約束するものではありません。

5. JCR の第三者性

本ポジティブ・インパクト・ファイナンスの事業主体または調達主体と JCR との間に、利益相反を生じる可能性のある資本関係、人的関係等はありません。

■留意事項

本文書に記載された情報は、JCR が、事業主体または調達主体及び正確で信頼すべき情報源から入手したものです。ただし、当該情報には、人為的、機械的、またはその他の事由による誤りが存在する可能性があります。したがって、JCR は、明示的であると黙示的であるとを問わず、当該情報の正確性、結果、的確性、適時性、完全性、市場性、特定の目的への適合性について、一切表明保証するものではなく、また、JCR は、当該情報の誤り、遺漏、または当該情報を使用した結果について、一切責任を負いません。JCR は、いかなる状況においても、当該情報のあらゆる使用から生じうる、機会損失、金銭的損失を含むあらゆる種類の、特別損害、間接損害、付随的損害、派生的損害について、契約責任、不法行為責任、無過失責任その他責任原因のいかんを問わず、また、当該損害が予見可能であると予見不可能であるとを問わず、一切責任を負いません。本第三者意見は、評価の対象であるポジティブ・インパクト・ファイナンスにかかる各種のリスク（信用リスク、価格変動リスク、市場流動性リスク、価格変動リスク等）について、何ら意見を表明するものではありません。また、本第三者意見は JCR の現時点での総合的な意見の表明であって、事実の表明ではなく、リスクの判断や個別の債券、コマーシャルペーパー等の購入、売却、保有の意思決定に関して何らの推奨をするものでもありません。本第三者意見は、情報の変更、情報の不足その他の事由により変更、中断、または撤回されることがあります。本文書に係る一切の権利は、JCR が保有しています。本文書の一部または全部を問わず、JCR に無断で複製、翻案、改変等をすることは禁じられています。

■用語解説

第三者意見：本レポートは、依頼人の求めに応じ、独立・中立・公平な立場から、銀行等が作成したポジティブ・インパクト・ファイナンス評価書の国連環境計画金融イニシアティブの「ポジティブ・インパクト金融原則」及び「資金使途を限定しない事業会社向け金融商品のモデル・フレームワーク」への適合性について第三者意見を述べたものです。
事業主体：ポジティブ・インパクト・ファイナンスを実施する金融機関をいいます。
調達主体：ポジティブ・インパクト・ビジネスのためにポジティブ・インパクト・ファイナンスによって借入を行う事業会社等をいいます。

■サステナブル・ファイナンスの外部評価者としての登録状況等

・国連環境計画　金融イニシアティブ　ポジティブインパクト作業部会メンバー
・環境省　グリーンボンド外部レビュー者登録
・ICMA (国際資本市場協会に外部評価者としてオブザーバー登録)　ソーシャルボンド原則作業部会メンバー
・Climate Bonds Initiative Approved Verifier (気候債イニシアティブ認定検証機関)

■その他、信用格付業者としての登録状況等

・信用格付業者　金融庁長官（格付）第 1 号
・EU Certified Credit Rating Agency
・NRSRO：JCR は、米国証券取引委員会の定める NRSRO（Nationally Recognized Statistical Rating Organization）の 5 つの信用格付クラスのうち、以下の 4 クラスに登録しています。(1)金融機関、ブローカー・ディーラー、(2)保険会社、(3)一般事業法人、(4)政府・地方自治体。米国証券取引委員会規則 17g-7(a)項に基づく開示の対象となる場合、当該開示は JCR のホームページ（http://www.jcr.co.jp/en/）に掲載されるニュースリリースに添付しています。

■本件に関するお問い合わせ先

情報サービス部　　TEL：03-3544-7013　FAX：03-3544-7026

株式会社日本格付研究所
Japan Credit Rating Agency, Ltd.
信用格付業者　金融庁長官（格付）第 1 号
〒104-0061 東京都中央区銀座 5-15-8　時事通信ビル